

第6回青森県市町村合併推進審議会会議録

日 時 平成18年 8月30日(水) 13:30開会 15:25閉会

場 所 青森グランドホテル2階「桃山の間」

出席者(7名) 会長:末永 洋一
委員:北村真夕美委員 福島 弘芳委員 平出 道雄委員
藤川 幸治委員 前山総一郎委員 良原 せつ委員

欠席者(3名) 委員:杉澤むつ子委員 辻 琢也委員 松井 フミ委員

説明等のために出席した県職員(5名)

青森県総務部長 海老原 諭
青森県総務部市町村振興課長 平沢 克俊
青森県総務部市町村振興課課長代理 田澤 俊明
青森県総務部市町村振興課市町村合併推進グループリーダー 八戸 良城
青森県総務部市町村振興課市町村合併推進グループ主幹 宮古 暁

会議次第 1 開 会
2 議 題
(1) 青森県市町村合併推進構想素案について
(2) 人口1万人未満の町村の概況について
(3) その他
3 閉 会

議事の概要

1 開 会

(司会) 只今から第6回青森県市町村合併推進審議会を開催いたします。本日は、審議会委員10名のうち、7名の委員の皆様の御出席をいただき、会議は成立していることを報告します。

ここで、本日配付しております資料を確認させていただきます。まず既に送付させて頂いている資料が、次第のほか、資料1の青森県市町村合併推進構想素案と、資料2の人口1万人未満の町村の概況についてです。また、本日配付しておりますのが、席図と出席者名簿です。

それでは議題に入りますが、当審議会では、会長が議長を務めることになっておりますので、この後の議事進行は末永会長にお願いします。

(末永会長) それでは、座長を務めさせていただきます。7月14日に第5回の会議を開催し、それから1か月ちょっと経ったわけです。当審議会の進め方については、第1回目と第2回目の会議において、私から皆さん方に対して、基本的には合併協議会が設置されている市町村、その次には人口1万人未満の町村、それから飛び地合併等々といった市町村を対象として、どのような枠組みが良いかといった点に関して集中的に討議しましょうということでした。承をいただき、これまで進めてきました。

そして、第5回目の会議では、平川市と田舎館村、それから五戸町と新郷村という、2つの組合せが合併新法の期限内における望ましい組合せであるという基本方向を結論として示したわけです。

その後の動きについては、報道等でも御承知のことと思いますが、県では、審議会のこれまでの審議内容や第5回会議での組合せに関する結論等を受けて検討を行い、知事を本部長とする合併推進本部において、8月24日に合併推進構想素案を作成し、合併に関する大きな基本方向を示したという状況になっています。

委員の皆様方には、事前に本日の資料が送られていると思いますが、今日の第1番目の議題となるのが、この構想素案の検討ということです。

第5回目での会議でも、第6回会議では、これまでの審議会の審議内容等を踏まえて県が作成した構想素案をもとに審議を行うという方向で了承をいただいていたので、本日はこの構想素案について総合的に御議論いただきたいと思います。

さらに、第2番目の議題としましては、これからいよいよ他の1万人未満の町村の合併という問題も取り上げていくわけですが、それらに関する基礎的な資料として、事務局から示してもらいましたので、これをもとに、御議論をいただきたいと思います。

審議の時間は、1時半から3時半までを目処としています。前山委員は3時前に御退席ということですので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、事務局から青森県市町村合併推進構想素案について説明してください。

(県：八戸GL) それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

目次ですが、この構想に盛り込む事項については、合併新法及び国の基本指針により、基本的な構成が概ね決まっています。先程、会長からお話がありましたように、これまで審議会では、この目次の4番目にある構想対象市町村の組合せについて集中的に審議していただいていたところです。

その他の項目については、これまで特に議題としてきませんでした。今回県として素案という形でまとめましたので、本日はこれについて御議論いただきたいと思います。

早速ですが、1ページが構想策定の趣旨でございます。この資料は、説明の便宜上、ポイントにアンダーラインを引かせていただきましたので、それに基づいて説明させていただきたいと思います。

まず、構想策定の趣旨について、アンダーラインの部分ですが、県としては、市町村が今後とも基礎自治体として総合的な行政サービスを提供していくためには、より一層行財政基盤や自治能力の充実強化を図っていく必要があります。市町村合併はその有効な手段であること

から、引き続き積極的に推進していく方針である。このため、新法に基づき審議会を設置し、審議会の意見を聞きながら、自主的な市町村合併をさらに推進するため、本構想を策定する。そういう趣旨でございます。

続いて2ページを御覧ください。2ページからは、市町村の現況と将来の見通しについて、統計数値等に基づいて分析しています。

(1)では旧法における市町村合併の状況を総括しています。市町村数は67から40になりましたが、全国平均で比べるとやや下回っているという状況です。また、人口1万人未満の小規模町村は36から12に減少しましたが、その割合は全国平均をやや上回っているという状況です。

本県における合併の特徴を下に記載していますが、一番として、小規模な合併が多かったこと、3ページになりますが、一番として、合併後も人口3万人を下回る市町村の割合が高いこと、二番目として、飛び地合併が3例あったことを特徴としてまとめています。

最後に、課題として、合併した市町では、行政体制の簡素・効率化や、住民サービスの維持向上などの効果が表れているが、依然厳しい行財政環境の中で、合併による行財政の効率化を早期に図るため、より一層の行財政改革への努力が必要である、とまとめています。

4ページが、本県の合併後の状況に関する図です。

5ページからは、人口、少子高齢化の動向についてですが、5ページと6ページは、人口減少の動向について、7ページと8ページが、少子高齢化の動向についての分析です。

5ページの最初の方のアンダーラインの部分ですが、高齢人口の増加や人口減少により、特に人口減少と高齢化の進展が著しい小規模団体においては、社会保障を含めた各種の行政サービス水準の維持が困難となる事態が懸念される、とまとめております。

次に、9ページからは、市町村の行財政の現況と今後の見通しについてですが、財政の状況としては、決算規模においては、赤字団体が6団体あるなど厳しい状況にあります。

10ページでは、経常収支比率と公債費負担比率の2つの指標により分析していますが、この比率が年々上昇し、全国平均を上回っており、財政構造の硬直化が進んでいるという状況をまとめております。

11ページは、将来にわたる財政負担についてですが、これも年々増加傾向にあります。

11ページ下の行政運営の状況として、職員数の状況をみますと、人口規模が小さくなるほど行政の効率性が低いという傾向にあります。

12ページ上ですが、専門職員の配置状況といった観点からは、人口規模が小さくなるほど、保健師や土木技師等の専門職員の配置が難しいという状況となっています。

その下に、人口1万人未満の小規模町村に関する行財政運営の状況をまとめています。このアンダーラインの部分ですが、人口規模の小さい町村では、人口1人当たりの歳出額が多く、この人口1人当たりの歳出額が多いということは、下の表を御覧いただくと、5千人未満で1人当たり85万5千円、これが1万人を超えますと48万円ということで、ほぼ2分の1になるという状況です。

13ページの ですが、地方税と地方交付税の比率をみると、人口規模が小さいほど、地方税などの自主財源が少ないという点が明らかです。

ですが、人件費と地方税を比較すると、5千人未満では、人件費が地方税のほぼ2倍に

なっています。5千人から1万人の規模においても、地方税で人件費を賄えず、1万人以上でようやく地方税で人件費を賄えるという状況を表しています。

12 ページの中段のアンダーライン部分に戻っていただきまして、小規模町村については、行財政の効率性が低く、財政基盤が脆弱なことから、より総合的な行政サービスの展開が難しくなっているとまとめております。

14 ページは、現在行なわれている広域行政の状況についてですが、6つの広域市町村圏があり、これを中心に様々な事務の共同処理が行なわれています。

ただ一方では、そのような広域行政機構の中でも、このアンダーラインの最後の部分ですが、組織運営全般について点検して改革していくことも必要になっているとまとめております。

16 ページからは、これまでの行財政の状況や人口動向の分析、さらには様々な課題等も踏まえて、県としての合併推進にあたっての基本的考え方をまとめております。

まず、(1)ですが、合併推進の必要性について、2つの視点からまとめています。

1つ目は、自治能力向上のための有効な手段になるということ、2つ目は、新たな地域づくりのための有効な手段になるということです。

17 ページは、市町村の望ましい姿についてですが、これも、国の指針によって、各県が構想において示すように求められているものであることから、県としての考え方をまとめています。

中段のアンダーラインの部分ですが、地方分権時代における市町村のあり方やさらなる行財政改革の方向性を踏まえ、本県の市町村がより望ましい基礎自治体になるための体制について、中長期的な展望も含め、次の4つの観点から総合的に捉えた場合、現在、県内に設定されている6つの広域市町村を基本に形成されることが望ましいと考えられるとまとめています。

すなわち、1つ目が、生活圏の一体性。

2つ目が、広域行政の状況。

3つ目が、基礎自治体としての望ましい規模の確保。

4つ目は、持続可能な均衡ある発展。都市部と農村地域の圏域全体としての発展。

こういった観点から望ましい姿をまとめております。

しかしながら、一部の報道等を見ると、若干まだ、構想素案の趣旨等に関する理解が浸透していないと感じていますが、本構想においては、新法における具体的な合併の組合せをまとめるというのが趣旨です。

従って、この市町村の望ましい姿というのは、新法の期間内で合併を進める組合せということではなく、あくまでも将来的な1つの方向性として、県の考え方を示させていただいたというものです。各市町村において、この将来の望ましい体制について、いろいろ議論をしていただく中で、こういった方向性も踏まえていただければと思いますし、市町村においては、いろいろな議論がこれからされていくべきであろうと考えております。

18 ページには、その圏域図を記載していますが、この区分は、広域行政が展開されている6つの広域市町村圏の境界を示しています。なぜ広域市町村圏が望ましいのかということですが、この広域市町村圏は、昭和44年度から全国的に設定が始まり、本県もこの6つの

広域市町村圏が 44 年から 46 年にかけて設定されています。既に事務の共同処理、あるいは広域的な地域づくり、そういう取り組みが行なわれてきており、実績があるということで、これを基本にまとめることができれば、より効率的で自治能力の高い体制を築くことができるのではないかと考えて市町村圏を捉えたものです。

続いて 19 ページは、合併推進にあたっての県の役割についてです。アンダーラインの部分ですが、県の役割としては、新法下においても、市町村の自主性と主体性を尊重しつつ、合併協議に効果的に結びつくよう気運の醸成や関係市町村間の調整等の必要な役割を適切に果たしながら、さらに積極的に市町村合併を推進していくとまとめています。

その下の部分には、県としては構想対象市町村に対して、合併協議会の設置勧告などのいろいろな役割が期待されているが、これらについても関係市町村の意向を踏まえ、審議会の意見も聞きながら、適切に対応していくということにしています。

次に 20 ページです。構想対象市町村の組合せということで、これまで確認してきた考え方をまとめています。アンダーラインの部分ですが、まずは人口 1 万人未満の町村を中心に、原則として、旧法下において合併が行なわれなかった 23 市町村を検討対象とすることとし、当該市町村の意向等を踏まえ、合併の組合せとなる市町村を段階的に構想対象市町村とするという考え方を示しています。

21 ページは、未合併市町村と人口 1 万人未満の町村の状況です。

22 ページからは、構想対象市町村の具体的な組合せとして、これまで審議会で御議論いただき、そして望ましい組合せということで結論をいただいた 2 つの組合せについて、県としては、この新法期間内において合併を推進する必要があると認められる組合せとして位置付け、合併協議に結びくよう積極的に支援していきたいと考えています。

22 ページから 25 ページまでは平川市と田舎館村の組合せで、26 ページから 29 ページまでは五戸町と新郷村の組合せの概況等についてですが、これは既に審議会で御議論いただいた内容をそのまま掲載しています。

30 ページには、市町村合併の推進のための措置として、県の支援体制と支援策について、基本的な方針や考え方をまとめています。

特に、(2) の合併支援策について、このアンダーラインの部分ですが、新法下においても、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言や情報提供、広報啓発を行っていくとともに、構想対象市町村等に対しては、行財政支援や人的支援などの具体的支援策を取りまとめ、市町村合併の検討から合併後の新市町のまちづくりに至るまで連続的かつ総合的な支援策を講じることとするとまとめています。

この具体的支援策については、現在、県が検討中であり、構想策定に合わせて公表していきたいと考えています。

この構想素案の今後の取扱いと策定に至るまでのスケジュールですが、この後、9 月にパブリックコメントに付して、本日の審議会でのいろいろな御意見や、パブリックコメントでの県民の御意見を踏まえて、最終的に県の合併推進本部で決定、公表していきたいと思っています。

また、その際に、先程申し上げたように、具体的な合併支援策についても合わせて公表したいという考えです。簡単な説明ですが、以上です。

(末永会長) 今、8月24日に県の方でまとめた合併推進構想の素案に関して説明いただきました。

繰り返しになりますが、この審議会では、特に、この目次を見ていただければ分かりますが、4番目、これは第4章といった方が良いかと思いますが、この第4章の構想対象市町村の組合せに関しては、これまで大分議論して参りました。もちろん、これを議論するために、基本的には青森県内の市町村の現況等を十分に踏まえてきたと言えますし、あるいは第3章にある市町村合併の推進に関する基本的な考え方についても、基本的にこれらを前提として進めてきました。

それでは、構想素案に関して、御質問なり御意見なり、御審議いただきたいと思います。どうぞ、藤川委員。

(藤川委員) 今回初めて望ましい姿というのが示され、それが広域圏を基にしているということでは、考え方として理解できるわけですが、ちょっと引っ掛かったというか、お聞きしたい点としては、1つには、板柳町の扱いであり、またもう1つは、おいらせ町の扱いです。

板柳町は、行政区分でいうと北津軽郡になりますが、広域圏ということでは、いわゆる弘前圏域に入っています。また、おいらせ町については、行政区分でいうと上北郡になるわけですが、これは八戸圏域に入っています。

そこでまず、これらの2町をそれぞれの域圏に入れた理由についてお聞きします。また、当該町村である板柳町とおいらせ町からヒアリングをしたのかどうかという点についてお伺いします。

(末永会長) それでは、事務局、今の質問に回答願います。

(県：八戸G L) 今の藤川委員の御質問は、おいらせ町と板柳町のケースを踏まえてのものです。が、本構想では、将来的な展望を含めて、市町村の望ましい姿ということでこの6つの広域市町村圏を基本に示したわけです。

お尋ねのあったおいらせ町と板柳町に限らず、この圏域の境界に位置する町村に関しては、今後合併を考えていく場合に、いろいろな議論があるかと思いますが、その時々地域の実情とか、社会経済情勢の動向など、今後様々な変化が見込まれますので、その時々でいろいろな議論があってもよろしいかと思っています。

この広域市町村圏というものは、既に1つのまとまりのあった圏域として計画を作り、それに基づいて様々な地域づくりを進めてきているし、県の様々な広域的な事業や各市町村の広域的な事業といったものもまとめて計画の中に盛り込みながら、圏域一体となった地域整備を行ってきたわけです。

ですから、このような広域市町村圏の経緯や特徴等を踏まえて、本県の望ましい姿については、既に存在する広域市町村圏を基本に考えるのが妥当ではないかという判断に至ったわけです。

なお、おいらせ町と板柳町に関しては、既にある圏域の境界ということで、特段、両町に対するヒアリングは行っておりませんし、意向も聞いておりません。

(藤川委員) そういう言い方をすればその通りなのでしょうけれども、段々の経緯があるわけで、板柳町については、鶴田町との合併を志向したことがありますし、おいらせ町については、六戸町との合併を志向してきたわけです。いろいろな経緯があって破綻したといいますが、合併協議が壊れたわけです。これからも、元の合併協議の組合せに戻るかどうかは非常に難しいし、具体的な協議もなされていないわけですが、こういう形で線を引くことによって、元の組合せに戻らなくなるということも懸念されるのではないかとというのが私の意見です。

それから、これは県の構想といえばその通りなのでしょうけれども、私は、県の構想だからということだけではなくて、やはり当該市町村の意見については、ヒアリングなどをして、各市町村がどのように考えているのかということを知っておく必要があるのではないかと思います。

これについては、40 市町村全部から聞けとは言いませんが、非常に微妙な所については、その町や村がどう考えているのかということをややはり聞いておく必要があるし、それを県の計画に反映させるということが必要ではないかと考えます。

(末永会長) それに対して、どうぞ。

(県・八戸GL) 繰り返しになるかもしれませんが、この望ましい姿というのは、あくまでも新法期間内で合併を目指すという圏域や組合せではありません。今後、将来的に合併を地域の段階で考えていく場合には、当然、六戸町とおいらせ町といった組合せも考えられるわけですし、それらを否定するものでもありません。

また、板柳町と鶴田町についても、これまでの合併の経緯もあり、今後、板柳町と鶴田町が再度合併の協議をしていくということは十分あり得ることですし、それを否定したものでもありません。あくまでも、現在ある広域市町村圏の枠組みを重視して、1つの方向性を示したということで御理解いただきたいと思います。

(末永会長) よろしいですか。

(藤川委員) 私は、結局、何かどうしても、県は県の計画、市町村は市町村の計画というような形で、それぞれの立場で拘束されないというか、県は県で作っているけども、自分の所の町や村は別な考え方があるというような形ではなく、県と市町村が、非公式であってもいいので何らかの形で協議する、あるいは何かそういう計画を作る場合に積み重ねていくというような努力は必要だろうと思います。

(末永会長) 分かりました。今の藤川委員の御意見に関わるような形での御意見なり、御質問はございますか。

もしなければ、このようなことを言うと恐縮ですが、この望ましい姿については、全く、中長期的に、将来的に展望すればこういう考えもあると思いますので、若干折衷的ですが、現段階において、例えば、広域市町村圏に重点をおいた場合の1つの望ましい姿であるとい

うように、もう少し限定的な形で示したら良いのではないのでしょうか。勿論、だからこれは、今日の段階において、そこにポイントをおいた限りで、1つの条件として考えたらこうですが他にもありますというような形はどうでしょうか。旧法下で県が作成した市町村合併推進要綱にも、これ以外にもありますと書いているんですが、それと同じような形で書かれたらよろしいのではないかという気はするんですが、事務局、如何でしょうか。

どこかに、一言だけ加えておいていただければ、例えば、おいらせ町においても、こういう考えもあるだろうが、あるいは将来的に六戸町と協議を行うとか、あるいは新しい方向に動いていくということも、同時並行的に考えられるのではないかと思います、その辺はどうですか。私からの提案ですが。

(県・八戸GL) 会長がおっしゃった方向で検討させていただきたいと思います。いずれにしても、あまり誤解のないように、もう少し表現を工夫します。

(末永会長) そうすると、先程の藤川委員の御意見もかなり加味した形にできると思います。

その辺は、作文上の問題になるかもしれませんが、実は新聞報道などを見ても、どうしてもこのような図が先に出てしまうものだから、非常にこれに囚われてしまうという危険性がありますので、その辺は考慮いただきたいと思います。

藤川委員、そういうことで、あとは会長である私と事務局の方に任せていただけませんか。

藤川委員の御意見は、もっともなことだと思いますので、十分に尊重しながらやらせていただくということによろしいですか。それでは、そのような形で、後で御相談申し上げます。

そのほか、この素案についての御意見等はいかがでしょうか。

先程申しましたが、第4章に関しては、これは我々が第5回目の審議会で決めたものですので問題はないと思います。

第5章に関しましては、県としての具体的支援策も併せて検討していった、構想と同時期に公表したいということでした。また、今後、パブリックコメントを経て、これを充実させていった、最終的な構想を策定するということでした。

特に2番、3番の内容に関して、藤川委員から御意見がありました、そのほか何かありませんか。それでは、前山委員どうぞ。

(前山委員) 資料を説明のために配らせていただきます。

今、会長の方から、特に2章、3章に関してということでしたが、私の方として、基礎自治体の方で総合計画に携わったり、あるいは審議会や地域自治区の方に関わったりしているという観点から、やはりどうしても必要だと思われませんが、只今お配りしたペーパーのこのアンダーラインを引きましたところ、「市町村合併に伴い、地域自治区の設置などのコミュニティ自治を推進すること」がやはりどうしても必要じゃないかと思います。基本的には、この素案は、県のイニシアチブでよくお考えになったものだなと思いますし、また、この組合せなどは、先程議論になったようなところについても、なかなか良い形でまとまったのかなと感じています。

組合せについては、非常に精密な議論をしています。ここで何のための組合せかという、

2章、3章ということになるわけですが、できましたら、このコミュニティ自治を推進するといったような点をもう少し明確にしてはどうかと考えます。

市町村合併によって、地域が新市に埋没してしまうのではないだろうかということが、かなり強く懸念されています。それで、総務省の方から、地域自治区というフレーム枠を提示されているということです。

こういう地域自治区というのは、分権、あるいは団体自治、住民自治、両方の観点から非常に重要なものですし、八戸市の南郷区では、今かなり現実的にまちづくり計画について、住民の手による地域計画や青写真づくりなども進んでいるところです。

そういうことで、やはり合併してもそれぞれの地域を大事にしていくという県の姿勢を打ち出していくことは、県民の理解を得るためにも極めて大切ではないかと感じています。

そこで、ここから記録していただきたいと思いますが、そういう意味では、地域自治区設置など、コミュニティ自治を推進するという文言をどこかに、あるいはこういう趣旨のことを施策あるいは基本的な考え方のどこかに入れていただくことを強く推薦申し上げます。

(末永会長) 今、前山委員からコミュニティ自治の考え方等についても、構想素案に加えてはどうかという御提案がございました。

御承知のように前山委員は、第1回目、第2回目の頃も、合併によって広域的になると、その結果として、いわゆる地域が埋没してしまう恐れがあり、それは由々しき問題であるということをおっしゃっています。

かつまた、全国的にみても、非常に大きな合併の問題の時に、必ずそういう危険性が危惧されておりまして、また現実的にそういう主張も時々、報道の限りでは目にするわけです。

それらを踏まえて、今、県の構想を策定するに当たって、このような御提案をされたと思いますが、県の考えはいかがでしょうか。

(県・八戸GL) 前山委員がおっしゃったように、合併に伴って地域が新しい市に埋没することがないように、地域自治区を設置するなどし、コミュニティ自治を推進していくということは大事な視点ではないかと思っています。

ただ、これについては、やはり合併協議の段階で十分協議されるべきであろうと思います。

特に、地域自治区の設置ということは重要な事項ですので、合併協議の段階では、当然、具体的な検討が行われていくというふうには考えております。

また、この点に関する構想の関連部分を申し上げますと16ページの合併推進の必要性というところの下段に、新たな地域づくりのためにという箇所がありますが、市町村合併というのは、地域のコミュニティ活動とか自治活動といったことも活発化させる1つの契機にはなり得ると考えています。そういった点も含めて、最後の方になりますが、住民と行政の協働の取り組みが重要であり、協働関係を実現し、地域づくりを進めていく必要があるということで、合併がその一つの手段になるといった観点をここに盛り込んだつもりですが、前山委員がおっしゃった地域自治区の設置などのコミュニティ自治を推進するという文言をどういう形で入れるかという点について、再度検討してみたいと思います。

(末永会長) 何らかの形で入れるということで検討するということですが、前山委員どうぞ。

(前山委員) 力強いお言葉、ありがとうございました。

この住民と行政の協働ということについては、私も数年間取り組んできましたが、実は協働と申すのは、いろんなものがあって、官民で地域サービスを作っていくということが、実は協働の本質なんです。そういう観点からいくと、実はコミュニティに関係なくても協働は成り立ちます。例えば、住民税の1%使い道決定権、これはヨーロッパとか、あるいは市川市などでもやっています。ちょっとコミュニティと離れていきますが、実は広い意味で、いろんなことがあります。

特に地域に一定の権限を与えて、地域自治区の住民が地域計画を作っていくというような形で、コミュニティに一定の権限も与えながら自立させていくような地域自治区、あるいはコミュニティ自治区といったもので、今までの政策能力のほとんどない町内会などと違って、より自分達で自立し、コミュニティが自立していくというものを盛り込んでいただけたらと思います。

(末永会長) 前山委員の御意見、もっともだと私も思います。

先程、八戸リーダーから回答がありましたが、その辺については、多少文言を修正するなど、前山委員の御意見を十分に反映させるように努力してみたいと思います。

それでよろしいでしょうか。そのほか、平出委員、どうぞ。

(平出委員) 67市町村から40市町村になり、そして今後、新法の下で五戸町と新郷村、田舎館村と平川市が、これから現実に合併したとして38ですが、これで、今後の青森県の自治体の行財政運営というのが上手くいくかということ、私は大変厳しいと思っています。

この18ページにあるような、現在の広域市町村圏、これを土台にした6つの方向性というのは、大変重要で必要なことだと私は考えます。

それは、私なりに、青森県の今後について、現状分析を行ったり、今後どういう方向に行くだろうかという検証をしながら摸索しているわけです。

これまでの動きを紹介しますと、バブルの時代の1990年、平成2年の青森県の一人当たりの県民所得は、全国を基準とし100とすると77.2です。これは、全国38番目でした。それが、段々格差が大きくなり、特に2000年台になってから格差が大きくなっています。この県民所得については、県民経済計算で一番新しく出ているのが2003年ですので、これで見ますと、青森県の一人当たりの県民所得は72.4です。そして、沖縄に次いで46番目ということで、下から2番目になっています。

東京を基準にしますと、2003年の青森県は50.6で、完全に半分となります。そういう一人当たりの県民所得の水準にあって、トレンドとしては、格差が大きくなるという方向にあります。

この格差が大きくなるという原因を検証しているわけですが、1つ言えることは、県民経済計算上からいくと公的資本形成、つまり、公共事業を中心とした公的資本形成が全国以上にしぼんでいるということが県民経済計算でもはっきり出ています。

ちょっと紹介しますと、特に減っているのが 2000 年代になってからで、1999 年、平成 11 年を 100 としますと、青森県の 2003 年は 65.9 で 34%減少しています。全国は、2003 年が 72.4 で 27.6%の減少で、全国平均も減っていますが、青森県の減りの方が大きいということです。

そういう三位一体改革等の財政改革というものが、かなり青森県に厳しく表れており、これが、今後、県民経済計算が 2004、2005 と出てくると、もっとはっきりと表れると思います。これが、今後、改善する方向が見えるかということ、非常に難しいし、国の財政が厳しい中においては、この方向というのは、ちょっとやそつとでは修正されないという状況にあるのではなかろうかと思えます。

それから、こういう一人当たりの県民所得の格差が大きくなっている別な要因としては、これは全国的に誰も言っていないのですが、私が、今やっている中で分かってきたことは金融政策で、低金利政策やゼロ金利政策の影響が青森県に非常に大きく出ているということです。

ちょっと御紹介しますと、財産所得については、1990 年には、青森県の場合は、4,946 億円で、2003 年は 574 億円と 88%減っています。全国は 42 兆 8,629 億円で 2003 年が 9 兆 2,809 億円と 78.3%減っています。10 ポイントほど青森県の財産所得の減り方が大きいということです。

それをさらに調べていきますと、一番大きいのが家計の財産所得の利子所得です。この利子所得については、1990 年には、青森県は 3,454 億円ありました。それが 2003 年には、マイナスの 431 億円になっています。この利子所得がマイナスになるということは、住宅ローンや消費者ローンなどで、借りている利息を払いますが、払っている方が多くなってしまったというわけです。全国的にもそういう傾向が見られますが、家計の利子所得は、実に 1990 年と 2003 年を比べますと、行ったり来たりで 3,885 億円減っています。これは、112.5%マイナスになっています。全国の場合は、1990 年が 29 兆 6,641 億円で、2003 年がマイナスの 6,323 億円となっていて、全国でも減っているわけですが、減り方は 102.1 のマイナスということで、青森県の家計の利子所得の減り方が全国を上回って減っているということがはっきりしました。

県内の GDP ではなくて GNP、いわゆる国内総生産、県内総生産。この GNP の対比で見ますと、利子所得の減った額が全国の場合にはどのくらいに相当するかということ、総生産の 6.2%にあたり、青森県の場合は 9.1%にあたります。青森県の方が、低金利によるマイナスが非常に大きかったということが言えます。これが 2003 年の動きですが、2004 年から 2006 年もゼロ金利で、今、ゼロ金利解除となりましたが、なおかつ、実際にはゼロ金利です。ですから、青森県には、この金融政策というのがマイナスに働いていると。所得格差が拡大する動きになっているということが私の分析では分かりました。

ところで、こういう金融政策というのは、これから、状況が逆転して高金利政策になるかということ、私はならないと思います。財政改革が優先し、そしてその財政改革を優先する中で、どうしても施策としては金融政策しかないということで、金融政策にしわ寄せがいつているわけです。そういうパターンというのは、これからも続くと思います。

ということは、青森県は、まだまだ非常に厳しい状況が続くということが言えると思いま

す。そういう展望の中で、40 市町村なり、あるいは 38 市町村になっても、依然として厳しいという状況は変わらない。もっともっと厳しくなる。そういうことを踏まえて、今回の構想素案にあるような大きな 6 つの展望というものを出しておくということは、極めて大事なことだと思えます。

(末永会長) 只今、平出委員から、皆さん方もそれなりに感じていらっしゃるでしょうが、青森県は、依然として経済産業活動が非常に低迷している。その中で青森県の総合計画審議会の方でも、人口が 1 万人減っているというような状況もあり、私もその委員をやっておりますが、そういうふうなことで出てきて、とにかく大変な状況であるということです。そういう諸々のことで、これからもなかなか簡単には改善できない。私は、何とか改善しなければならないということだと思えますが、なかなか簡単にいかない。

そうすると、結論的にいいますと、40 くらいの市町村で止まっているはいけないと。大きく中長期的に、それはどこからというのは難しいですが、やはりもっと大きな合併を考えて、足腰を強くしていかなきゃいけないというのが平出委員の今の御意見だったと思えますし、そういう中において、県が「将来の望ましい姿」を示したことに、基本的に賛成であると承りました。それでよろしいですね、平出委員。ありがとうございました。

そのほか、如何でしょうか。福島委員、どうぞ。

(福島委員) 市町村の望ましい姿ということで、6 つの広域市町村圏、これを基本にしてやるということですが、確かに、先程藤川委員が言われましたように、おいらせ町や、あるいはまた他の問題もあると思えます。しかしその辺は弾力的にやっていければそれで良いと思えます。

ただ、私の所では、5 町村が合併して、つがる市が出来たわけですが、出来た時点で、県の方に集中改革プランを提出し、そしてまた、市民にも公表しています。また、あまり財政の状態が良くないものですから、財政運営計画も提出するよということ、9 月にヒアリングも予定されています。私達の地域は去年合併したばかりですが、他の合併した地域でもそのような状況ではないかと思えます。

今回示された 6 つの広域市町村圏を基本とした将来の望ましい姿については、すぐに取り組みということではないと思えますが、やはり、今現在合併したばかりの状況では、まずは足腰を強くするためにはどうすれば良いのかというようなことに、頭が向かっているはずで

す。そういうことから、6 つの圏域の合併を急がせても、逆に失敗するということもありますので、その辺を十分考慮していかなければ駄目だと思えました。

(末永会長) 福島委員のおっしゃる通りだと思えます。これは、先程、八戸リーダーからの説明にもありましたが、中長期的な展望を踏まえというのが、今、福島委員がおっしゃったことに対する回答だろうと思えます。

この中長期的というのは、どこからというふうには言えませんが、いよいよ道州制の問題とか、あるいは北東北 3 県の合併、前知事は合体とおっしゃっていましたが、そういったも

のを踏まえた場合に、多分かなり現実性を持ってくるのではないかと思います。それまでは今、福島委員が言われたように、合併した段階における様々な課題の解決もあると思いますし、勿論、我々審議会としては、まだまだ人口1万人未満の町村等について、いろいろ審議していくことになります。

例えば、つがる市のように合併して市に昇格したというところに関しては、今、福島委員が取り組まれているような方向で、まずは足腰を強くするということが重要ですし、そのためには財政改革等に十分取り組むという方法で進めていただきたいということで、県も同様の考えだと思います。

(県・八戸GL)やはり、旧法下におきましては、最後の2年において集中的に合併が行なわれて、現時点ではまだ何年も経っていないという合併市町が多いわけです。

そういう中で、すぐに新法が施行され、この新法も期限が5年ということで、実際には残り3年半くらいしかないわけです。そういう中で、新法において、どういう組合せで、合併の実現に持っていくかというのは、大変厳しい状況ではあります。

従って、新法下での合併を進めるに当たっても、県としては、地域の意向を踏まえて、段階的に組合せを盛り込んでいくというふうにはしていますが、具体的な組合せを検討する際に、やはり県としては、1つの望ましい姿というものは、提示しておく必要があるのではないかとということで、今回の構想素案に盛り込ませていただいたと御理解いただければと思います。

(末永会長)福島委員、県の方としてもそういう方向だということです。

多分、この中長期的というのは、今の40市町村がもう少し合併等が進んでいく中で、日本の動向、あるいは青森県のような様々な財政、経済、産業等々の動向も明らかになってきた時点になるのでしょうかし、例えばそれが道州制や何かの問題とも絡んでくるのでしょうか、そういうことで御理解していただければということです。

そのほか、この問題に関しまして。良原委員と北村委員、何か御質問ありますか。よろしいですか。どうぞ、良原委員。

(良原委員)まず、3ページですが、下段のアンダーラインのある3行のところで、合併した市町では、行政体制の簡素・効率化、住民サービスの維持向上などの効果が現れているという記載がありますが、これに関する具体的な内容を教えていただきたいと思います。

次に19ページですが、合併推進に当たっての県の役割は良く分かりますが、ここでは、県の姿勢をもう少し出していくことができないかと感じました。

といいますのは、新法の期限が後3年半となり、合併への思いがつよいところから、合併の組合せを検討していくという状況の中で、先程、平出委員から説明がありましたように、県経済がまだまだ厳しい状況が続くということからも、今後の市町村のあり方が大切であるし、合併が非常に財政効率化のために有効であり、住民サービスの維持向上にも必要だということからも県の姿勢が重要と感じたからです。

県として、市町村の自主性、それから自主的な合併を基本としてやっていくのは当然のことですが、このところに、合併協議に効果的に結びつくよう、気運醸成を図ったり、それ

から市町村間の調整をしたり、これを適切に果たして積極的に推進していくという文言があり、また、最終行には、市町村の意向と議論の状況を踏まえ、それから審議会の意見を聞きながら、適切に対応していくということで、何となく紳士的ではありますが、少しもの足りない感じがします。本当に早く合併を実現したいと思っているところについては、別に押しつけでもなく、合併の気運の醸成を促すための、あるいは早く住民との議論をはじめいただくための、県の積極的な取り組みの姿勢といたしますか提案といったことを、ある程度やっていくというニュアンスを出していくことはできないだろうかと思えます。

(末永会長) 2点ありました。まず、3ページの合併効果の具体例ということですが、多分、こういうことは報道もされていますし、なかなか難しい中でも、かなり良くなっているということだと思えますが。

それから、19ページの方は、これも難しいところですが、あまり県の姿勢を強くするとこれに対する批判も出てくるわけで、そういうこともあると思えます。

(県・八戸GL) 最初の合併効果の具体例ということですが、これについては、合併市町からもいろいろ伺っていますので、簡単に御紹介申し上げます。

ここで言う行政体制の簡素効率化ということに関しましては、合併に伴って、全庁的な機構改革を行い、効率的な人員配置が図られたという事例があります。

それから、経費の面では特別職の削減等によって人件費の削減が図られた事例があります。

住民サービスの維持向上については、合併に伴っていろいろな公共施設が利用できるようになったとか、住民サービスの窓口が増えて便利になったということ、それから保育料とか住民票の手数料が、低い方に合わせたために一部低額になったというような事例があります。

また、地域づくりの面では、観光資源や観光施設が増えたことにより、さらにネットワーク化が図られたといったメリットなども挙げられています。

それから、もう1つの質問は、県の姿勢について、もっと強いニュアンスが出せないかということですが、ここでいう、さらに積極的にということは、やはり旧法にも増して、さらにということで、これはかなり強く言ったつもりではあります。

それから勧告につきましては、いきなり勧告というわけにはなかなかいかないわけで、これは当然地域の意向を踏まえてやることになります。ですから、ここでは敢えて慎重にという表現は使わず、適切に対応していきたいとしています。やるべき時はやるし、慎重にやるべき時は慎重にというニュアンスです。この辺をより一層、県の意気込みが伝わるように検討してみたいと思えます。

(末永会長) よく合併して効果があったのかということが話題になり、効果があったという意見やそれほどでもないという意見などが聞かれますが、多分、合併して4、5年というのは、悪戦苦闘だろうと思えます。福島委員を前にして言うのもあれですが、4、5年経ってようやく本当のところが出てくるだろうと思えます。今、県の説明にありましたように、そういう御意見を言われている方もいらっしゃいますし、あるいはもっと数字等でも多分表れてくるだろうということでもよしいかと思えます。

19 ページの適切に対応していくという表現が弱いということで、何か御提案があればと思いますが、もうちょっと強くはできるかなと思いますので、これは事務局の宿題ということでよろしくをお願いします。北村委員どうぞ。

(北村委員) 構想素案は、簡潔な言葉で誰がお読みになっても分かり易く作られていると拝見しました。文章量が意外と少ないことは、本当に結構なことです。一字一字の文言についても、慎重に考えておられるなというのが、端々にうかがえて、例えば、大きな課題、旧法に基づいて合併したプロセスの中での課題がきっちりあるにも関わらず、特徴としてはとか、そういう言葉には置き換えていらっしゃるんですが、でもどうなのかなと思います。これまでの旧法に基づく合併へのプロセスの中で、これは大きな問題であるとか課題ではなからうかというようなことが、もう少し記載されても良いのではないかと感じました。

もちろん、新聞紙上でもきちんと提示されてきたことではありますが、例えば、各議会では、せめてこういうことはきちんと意思統一をして合併に臨むべきではなからうかとか。釈迦に説法かも分からないのですが、問題や課題の整理は必要ないのかなと思いました。

また、先程、良原委員の方から出たように、効果の検証についても、今、末永先生が5年から6年経たないとおっしゃいましたが、早々と効果が出ているところがあるのであれば、そのような効果も多少記載出来ればよいのではないかと感じたところです。

平出先生がおっしゃいましたが、本当に青森県の産業構造というものが今、大きな問題となっており、市町村の望ましい姿ということが明示されたという言葉は適切ではないのかもかもしれませんが、示されたこれを拝見して、これから県が、県の産業構造をどんなふうにもっていくのか、県民が食べていける、そういう青森県づくりというものの土台となる市町村合併ですので、この地域は、できたら港湾を活かしてとか、この地域は田園地区であるからというように、各ページにわたって盛り込まれてはいますけれども、もっと分かり易く言うと、例えば、この素案のサブタイトルとして、美しい日本ではないですが、例えば、美しく力強い青森県へ向けてとか。何か、合併が戦後処理みたいな捉え方をされている中で、そうではなくて、県民が皆、これから豊かに食べていける青森県へ向けて合併するんだよということを、もう一度意思統一しておかないといけないと思います。財政が破綻するから何とか寄り合い所帯をつくるというような捉え方をしている方は、少ないかもしれませんが、きっちりと、どこを目指していくのかというものをに入れておく必要があるのではないかとこの感じがしました。

最近、ごくごく最近、ある合併した地域の高校生の方々に話しをさせていただく機会があって、その高校の卒業生の働く場について先生達とお話させていただく機会がありましたが、パチンコ屋しか働く所がないということでした。昔は、読み書きソロバンといって技術がないとだめで、今はパソコンが出来ないといけないんですよ、と申し上げたら、普通高校なので、学校にあるパソコンはかなり古くて、ちゃんとしたことを教えられないし、最寄りのパソコン教室に親が連れて行きたいと思っても、車で何十分もかかるという現実が青森県の中に、今、まさにあります。良原委員ではありませんが、本当に逼迫している状態ですから、力強い、皆が食べていける青森県づくりをここでするんだということを、本当に各地域の議会の先生やら住民やら、皆で、県民皆で1つの気持ちになれるような、そういう素案

のサブタイトルというか、そういう文言も入れていただきたいと切に願います。

(末永会長) 3点くらいのことをおっしゃいましたが、大分、感想的なお話もあったと思いますが、最後の点は、合併の必要性ということをもう少し分かり易くするために、合併構想にサブタイトルを付けてはどうかということだと思いますので、これについては、事務局で検討してください。

勿論、合併の必要性ということは、何も財政破綻云々だけではなくて、16 ページに書いてあるとおり、それこそ産業経済力をつけるということでもあるし、そのための実施能力の向上ということで、新たな地域づくりというのは、正にそれを語っているわけですので、これであるいは尽きている点もあるとは思いますが、サブタイトルというのは、比較的分かり易いので、その辺は事務局で御検討いただきたいと思います。

そのほか、先程の良原委員、あるいは平出委員等がおっしゃったことと重複する点もありますが、そういうことで御意見をいただいたということにしたいと思います。

それと、問題や課題の整理をどこかに記載してはどうかということですが、多分、合併の必要性や現況という箇所が問題の整理になっていると思います。だから、これで尽きるかなと思いますけれども、事務局はどうですか。

(県・八戸GL) 合併に伴うメリット、デメリットということにも繋がるかと思いますが、これにつきましては、メリットは黙っていても享受できるものではありませんし、デメリットというものは解決していくものだろうと考えています。

今、合併市町におきましては、長い所で五戸町の2年、短い所ではまだ1年も経っていません。従って、効果といっても、まだはっきりと実感できない点もあると思いますし、地域同士の調整が難航していて、非常に苦労している市町村もあります。それぞれの地域によっていろいろな実情がありますので、その辺をうまくまとめることができるかどうかという点では難しい面がありますが、検討させていただきたいと思います。

(末永会長) はい、どうぞ。

(北村委員) 目次の2の市町村の現況と将来の見通しという項目の、将来の見通しというところは、今後の見通しの方がよろしいかなと受け止めたのですが、2の(3)には今後の見通しとありますよね。

(末永会長) 将来ではなくて、今後くらいにしておいた方が良くもありませんね。ありがとうございました。

以上、今日御出席の6人の委員の方々、あるいは途中で私も若干意見的なことを司会しながら述べさせていただきましたが、構想素案を御検討いただきました。

藤川委員どうぞ。

(藤川委員) 私は、若干ニュアンスが違う部分がありまして、といたしますのは、前に第5回の委

員会を開いた時、平川と田舎館、それから新郷と五戸の合併については、その方向で良いのではないかという話をしたわけです。そして審議会で結論を得たわけですが、その前提となるのは、その当該市町村がある程度前向きに検討するという事ではないかと思うわけです。ただ、五戸町についても、フィフティー・フィフティーで、反対意見と賛成意見が半々にあったということがありました。

平川市については、田舎館村の申し入れに対して、来年4月の合併というものは時期尚早であるという形で拒否しました。この辺については、新法の期限内のあと3年半でという議論でくればいいのかもかもしれませんが、その辺をどうするのかということも議論した方が良いのではないかと考えています。

(末永会長) 事務局、如何ですか。今の御意見に対して。

(県・八戸GL) 今、藤川委員がおっしゃったように、まず平川市と田舎館村の状況は、平川市が田舎館からの合併協議会設置の要請を時期尚早であるというふう回答したと聞いております。

これは、合併協議を始めるのはちょっと待ってくださいということだろうと受け止めておきまして、合併そのものを否定したものではありませんし、今後も合併協議の可能性のあるものと考えています。県としては、合併協議に、できるだけ早期に結び付くように支援していきたいということでこの構想に位置付けていきたいと思っています。

それから、五戸町と新郷村についても、新郷村が五戸町に対して合併協議会の設置の申し入れを行い、五戸町が現在、対応を検討中という状況です。

五戸町では、先般、全員協議会を開いて、いろいろな意見が出たということも聞いています。最終的に五戸町が合併を断ってしまえば、この組合せを支援できなくなってしまいますが、現時点では、まず合併協議に向けて県としても積極的に支援していきたいということで、構想に位置付けたいと思います。

(藤川委員) 良原委員に反論するわけでも何でもありませんが、私は市町村の自主的な合併というのが基本であって、それについて県がリードするとか、あるいは前面に出ることを好ましいと思っています。といいますのは、審議会でもここ1年くらいの議論の中で、例えば、北通りがありました。皆さん御存知のとおり、北通り3町村での合併が好ましいのではないかという1つの結論というか形を示して、現地にも行き、それなりの説得や説明もしたわけですが、住民投票でどういう結果になったかということ、そうはならなかったということで、ということは、やはりあくまでも住民がどう考えるかということが基本に置かれるべきだろうと思います。ですから、ある意味では、我々がミスリードしかねなかったということは、少し踏まえておく必要があると思っています。

(末永会長) 藤川委員は、これまでも一環してそのことをずっとおっしゃってきていますし、私も基本的、原則的には地元住民、地元及び地元住民の意見を最大限尊重するということに大賛成です。それが多分民主主義の根幹をなすものであるからです。

ただ、おそらく、ここで県が構想を作り、かつまたそれを我々がさらにそれをうめていくようなことで審議しているのは、多分、地元云々といっても、なかなか簡単には進まないだろうということもあるだろうし、様々な意味での矛盾というの、あるいは出てくるかもしれないし、それらを総合的に勘案しながら、一定の方向性を示すということだろうと考えています。

つまり良原委員が先程話されたこととも関係しますが、県は、勧告ということはなかなか出来ないわけです。合併協議会を作れという勧告はできますが、それ以上のことは出来ません。ですから、そういう中において、どう受け取るかというのも、地元の意向だと思しますので、その辺はそれぞれの場においていろいろ議論していけばいいのだろうと思います。藤川委員の意見は、十分に承知していますし、皆さんもそのような立場でいらっしゃると思います。

それから、良原委員の言われたことについては、はい、どうぞ、良原委員。

(良原委員) 合併する、しないについてリードせよということではありません。それこそ合併することについて、住民が十分納得することや、議会や首長さんで議論してくださいということについては、もちろん自主性を尊重すべきです。

ただ、それを待っているのではなく、要するになぜ合併しなくてはいけないのかという住民の皆さん方が納得できる情報などについては、単に気運の醸成という形では、これまで十分に提示されていなかったようにも思いますので、気運の醸成に当たっては、特に福祉とか環境とか、それからなぜ今合併しなくてはいけないかということの議論が、住民レベルまで届くような形で、資料を十分に提供したり、気運を醸成するための効果的なやり方をしていたくという意味で、県の積極的な姿勢を示してはどうかということです。

ですから、別にミスリードをするとか、自主性を尊重しないということでは、全然ありませんということで、よろしく願いいたします。

(末永会長) 全くその通りだと思います。私も先程、そのようなことを言おうとしていました。

ですから、藤川委員がおっしゃっていることと、県、それからこの審議会がやっていることは矛盾していないと思います。あくまでも、合併は住民が中心です。しかし、放っておいたらなかなかうまくいきません。このようなことを言っただけではあれですが、この合併問題というのは、時には、非常に感情的なところまで陥っているものもあります。この感情的なものは理屈ではなかなか通りません。しかし、我々は根気良く、本当に今、良原委員が言われたように、様々なデータを示しながら、こういうのが望ましいんじゃないですかと諮っていくことが大切です。県の構想の中にも盛り込まれています。我々審議会としても、そのような形で良いと思いますし、そのような形で今後ともやらせていただきたいと思っています。

それでは、前山委員。

(前山委員) 今の点に関して、私も県の役割というのは、もう少し明示してもいいのではないかという感じがしています。先程、藤川委員がおっしゃったそれぞれの自立ということも大事だと思います。

ただ、実は広域の地域全体の活性化をどうするかといった時に、今おっしゃったように、かなり政治的な流れもあって、感情的なもので破綻したということもかなりある話です。

大変恐縮ですが、アメリカの方ですと、成長管理法というグロースマネジメントアクトというのがありまして、広域全体の経済成長をどうみるかということになります。各市町村に任せておいては出来ないものですから、例えば、有機的な成長管理ということで、それぞれの自治体の総合計画を作る時に、人口はどのくらい成長してもらおうとか、あるいは、雇用をどのくらいにしてもらおうということを、それぞれ義務付けます。

それから、それに沿って業績の測定もしながら、地域全体としての成長を図っていくということで、成長管理をするわけです。そのためには、1つ、2つ、あるいは個々のものだけでは対応できないので、やはり、アメリカの場合は州が、それぞれ州の中を何ブロックかに区切って、こういう形で一定程度有機的なものを管理していきます。

そういった意味では、多分、18ページの市町村の望ましい姿といったものの背後に将来的にこういうことの検討が可能なのかなと思いますし、逆に、そういうことがメリットとしても大きいのかなと思います。コミュニティも大事ですし、またそういう大きな枠組みというのは、今後多分必要になってくるのではないのでしょうか。

ただ、これについては、構想素案に入れるということではなく、今の議論を整理しますと、多分、自治体のそれぞれの権限も大事だし、成長管理、全体的な有機的な発展という面では県の役割もかなり基本的には大事になってくるだろうということで、ちょっと情報提供でした。

(末永会長) 大変参考になる御意見でした。

それでは、大体、議論は尽くしたと思いますので、私から、皆さんの意見を多少まとめて、お諮りします。

まず、1つ目は、17ページの(2)の市町村の望ましい姿を広域市町村圏を基本とするということですが、ここについては、藤川委員から修正案的な御意見があり、この望ましい姿に関しては、1つの方向であり、他のパターンも考えられるというようなことを若干文言として盛り込むということでした。

それから、2つ目として、これは前山委員からですが、16ページの新たな地域づくりのために、のところに、今後、コミュニティ自治といったものが極めて重要な役割を果たしていくということから、コミュニティ自治の推進というような文言あるいは趣旨を組み込んでいっては如何かということでした。

あと、北村委員からありました課題等の整理に関しては、全体的にみて、それらを重点的に入れるべきところがあれば、入れさせていただくという方向で処理させていただきたいと思います。その時には、平出委員等の御意見も十分に勘案しながらやっていくということになるかと思います。

それから、4つ目ですが、19ページで、これは良原委員からですが、県の姿勢については、住民あるいは地域の自主性に抵触しない、自主性は最大限尊重するという一方で、しかし、県は県としての役割もあるということで、前山委員からアメリカの事例を紹介していただきましたが、そういうものも十分参考にしながら、県の姿勢をもう少し強く示せば示し

ていくというようなことであつたと思います。

基本的には今の4つくらいの点で、構想素案に若干修正を加えていただくということでしたが、その辺に関しては、私と事務局にお任せいただくということで、御承認いただけますでしょうか。では、よろしいということで、事務局と私の方で責任をもって、処理させていただきます。

それでは、1番目の議題は終わりました。ただ、この構想素案は、先程事務局から説明がありました。9月の1日から1か月間のパブリックコメントに付されることになり、その中で、県民からも広く意見を伺った上で、決定・公表していくということになりますので、先程の修正等に関しては、早急に私と事務局でやらせていただき、場合によっては、皆さん方に御通知申し上げることができないかもしれないということで御了承ください。よろしくお願ひいたします。

それでは次に参ります。議題の2は、人口1万人未満の町村ということで、審議会としては、これらの町村についても合併のフレームを考えていくということは、先刻も申し上げたとおりであり、第2回目の審議会あたりからも御了承をいただいていたところでもあります。

そちらの議題に入ります。県の方から、資料2に基づいて、人口1万人未満の町村の概況を説明してもらい、今後の審議会で、これからの理想的な枠組みを考えていくということになると思います。それでは、この概況について事務局説明してください。

(県・八戸GL) それでは、資料2に基づいて御説明申し上げます。

人口1万人未満の町村の人口等のデータ、それから旧法下における合併協議の経緯、昨年行いました意向調査の概要、これらを一枚にまとめています。

このデータを見ていただきますと、人口減少率と高齢化率ともに、県平均より小規模町村の方が高いという状況がわかります。

それから、先程の構想素案の中でも記載していましたが、ここの指標で、人口一人当たり歳出額は、総じて県平均よりもほぼ倍以上になっているところが多いという状況です。

それから、人件費と地方税の比率については、県平均0.5に対して、小規模町村は地方税等の自主財源で人件費を賄えないという状況です。

次に、個々の町村に関する最近の状況を御説明します。

まず、一番上の田舎館村については、御承知のように今回の構想に位置付けていますが、平川市の回答を受けて、現在は、今後の市の動向を見守っているという状況です。

外ヶ浜町については、実は、昨年の意向調査では未合併市町村を対象としていたため、合併町村である外ヶ浜町は、対象外となっていました。従って、今回、改めて外ヶ浜町長に対して意向調査を行い、その回答として、中長期的な課題として22年度以降に、合併を検討する必要があるという意向を確認しました。

現在、外ヶ浜町では、合併後間もないということで、旧蟹田町、旧平館村、旧三厩村の3つの地域の一体性の確保に非常に苦慮している状況かと思ひます。

それから、次に東通村です。ここは、新聞等で御承知のように、原子力発電所が設置され、新たな東京電力の発電所も、今、地点指定されるという段階になっており、これが具体化していくと、村の財政は更に安定化していくというような状況かと思ひます。

田子町については、想定される合併の相手は三戸町かと思います。議員同士の交流などもやられているようですが、表立った合併の動きは今のところないという状況です。

大間町については、町長が合併の必要はないということで、皆さん御承知のとおり状況です。

横浜町については、町長に対する意向調査で、新法期限内を目処として合併が必要であるという意向が示されています。さらに、6月7日の町議会一般質問における町長の答弁内容によると、北部上北3町村の合併が最善と考えるが、六ヶ所村に合併の意思がない場合は、野辺地との合併協議を進めることを考えているという意向が示されていると伺っています。

今別町については、合併の動きが特段ありませんが、町長としては、新法の期限内に東青一本化で合併を目指したいということで、合併に意欲的であるように感じています。

蓬田村については、村長に対する意向調査で、中長期的な課題として合併を検討する必要があるということで、当面は単独でいきたいという意向を示しているようです。

新郷村については、御承知のように、五戸町の回答を待っているという状況です。

佐井村については、これも報道の限りではありますが、村長からは、合併は避けて通れないが、当面は、ある程度冷却期間をおきたいというような意向が表明されていると聞いています。ただし、ここは、大間町との合併を目指して、速やかに合併したいという状況であったことから、今すぐに、むつ市との合併の方向に向かう状況にはないというような環境かと思えます。

もう一方の風間浦村については、去る8月25日に村議会全員協議会が開催され、その場で村長がむつ市との合併協議を早期に進めたいとの意向を表明し、議会に意見集約を依頼したというように聞いております。

最後に西目屋村についてですが、昨年行った意向調査後に村長が替わられましたので、先般、新村長に対して意向調査を行ない、その回答として、中長期的な課題として、今後合併を検討する必要があるという意向を確認いたしました。以上が資料2の1枚目です。

2枚目からは、人口1万人未満の町村の財政指標を分かり易く図で示しました。3ページを御覧ください。

例えば、田舎館村のところを御覧いただきたいのですが、点線の6角形が警戒線というか、基準ということで、ここを超えて大きい6角形の場合は、財政がある程度健全であるとみることができ、この点線以内の6角形になると、財政構造が硬直化しているとみることができます。

田舎館村でみると、黄色の実線が10年度で、16年度はそれよりも小さくなっているのので、財政状況が大分悪化しているとみることができると思います。

この6角形が大きいほど財政状況は健全であるとみることができます。なお、1つ1つの詳細な説明は省略させていただきます。

(末永会長) それでは、これに関して御議論いただきますが、先程、1つだけ忘れまして。北村委員から、構想にサブタイトルを付けてはどうかという意見があったことについては、これも検討させていただくということでよろしいですね。すみませんでした。

それでは、議題の2つ目について、御意見や御質問をいただきたいと思います。

もう既に、皆さん方もお分りの部分が多いと思いますが、例えば、原子力発電所などが

出来たり、あるいはこれから計画されて、既に一定の交付金等が入ってきているところは、例えば、財政力が非常に強いというようなことが表れています。

そしてそれ以外のところは、財政力が非常に弱いとか、いろいろ厳しい状況にあります。どうぞ、何でも、県の方に御質問いただきたいと思います。資料2の1ページ目にありましたが、合併に対する意向などを踏まえて、審議会としては、これから望ましい合併の枠組みを検討していくことになります。

この資料を見て分かるように、中長期的な課題として合併を検討する必要があるというのは、先程の構想素案の望ましい姿とはまた違う意味で、中長期的ということになると思いますが、これはある意味で、曖昧模糊としているようにも感じます。

恐らく多くの首長さんたちは、それぞれに、行財政の状況が大変厳しく、多分、このままでは基礎自治体としては、なかなか持続できないということを知りながらも、まだまだ、いやもう暫くは頑張ってみる。あるいは、もう少し良い方法がないだろうかというようなことをいろいろと摸索されているという状況なのではないかと思います。

あるいは、住民の方々も、多分、そのような首長さんや議会等の動向、あるいは自分達の歴史、文化、生活などを踏まえて、意向としては出てくるのだと思います。

平出委員、この図表を見て、何か御質問等、御意見ありませんか。

(平出委員) 改めて、このチャートを見ると、平成10年度と16年度を比較して、大間町のようにそれほど変わらないというところもありますが、全体として、1万人未満の町村の財政状況は、大変厳しくなっているということが一目瞭然だと思います。

このまま行くと、行財政運営は益々厳しくなりますので、1万人未満の町村についても、緊急に対応策が必要だと感じます。

(末永会長) 正に、このような図表やチャートに表れてくるということで、先程、平出委員からかなり詳しく人口、産業、経済の動向について説明がありましたが、それらとも密接な関係をもってきているということだろうと思います。良原委員、どうぞ。

(良原委員) 田舎館村と新郷村が、それぞれ平川市と五戸町と合併した場合には、今後このような合併効果が出ますということが、構想素案でも示されていると思うのですが、例えば、五戸町と新郷村、平川市と田舎館村の財務指標の数値をそれぞれ重ねてみて、合併してどこが良くなるということなどが示せるものでしょうか。

(末永会長) 財政のシミュレーション、それから人口減少や高齢化率の問題、更には、いわゆる公共施設等の問題など、以前示されたことがあります。リーダーどうぞ。

(県・八戸GL) 例えば、田舎館村と平川市が合併した場合のシミュレーションとして、経常収支比率とか、公債負担比率がこうなりますよ、という六角形は出てくると思います。

合併以前と合併後の比較はできると思います。

(末永会長) そういうものを示せということですか。

(良原委員) ちなみにということですか。

(末永会長) ちなみにですか。分かりました。

(県・八戸GL) 田舎館村については、おそらく今後、経常収支比率はそのままかと思いますが、公債費負担比率が少し上がって、六角形は更に小さくなっていくような気がします。それを平川市がどう吸収できるかということになるかと思いますが、平川市が殆ど影響なく吸収できれば良いのですが、平川市が若干悪化するかもしれません。そこを少しシミュレートしてみないと分からないと思います。

(末永会長) 多分、一時的にはそうだと思いますね。ただ、将来的には、議員の数や何かで、あるいは行財政の効率化ということで、それは乗りきれると思います。

よろしいですか。どうしても特別に必要だということがあれば、お示しいただくということで処理させていただきたいと思います。

そのほか、何か御意見ありませんでしょうか。

まだ、予定の時間までは 20 分弱ありますが、如何でしょうか。この資料 2 は、あくまでもバックデータでして、次回の審議会は、多分、構想素案に関するパブリックコメントが 9 月に行われ、先程の幾つかの修正的な意見等も踏まえて、県が構想を決定した後の 10 月以降に開催することになるかと思っていますが、その第 7 回審議会では、今日示された人口 1 万人未満の中で、もちろん、新郷、田舎館は除きますが、合併の動きを持っているところに関して、我々として枠組みを考えていきたいと思っています。

そのようなことですので、何か御意見をいただければと思いますが、特に、これに関しまして御意見がないということでもよろしいですか。

それでは、時々この資料を見ながら、あるいは、第 1 回以降配付されている資料もありますので、それらも時として参考にいただければと思います。

そこで、これは私と事務局、特に私の意向でありますので、もし反対があれば訂正いたしますが、今日、示された人口 1 万人未満の町村の中で、これは勿論、田舎館村と新郷村はもう既に枠組みを出していますので省かせていただきますが、新聞報道等でも御承知のとおり、町長が合併の意向を表明している横浜町を審議対象としてはどうかと思っております。具体的には、横浜町、それから六ヶ所村、それから野辺地町の 3 町村ですが、俗にいう北部上北について、合併の動向や意向等を踏まえて、皆さん方に審議していただきたいと思います。

そのために、事務局と私の方で、それぞれの首長さんにお会いして、合併に関する意向等を伺い、次回の審議会でお示しいたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。実は、私個人としては、他にも少し急いでやらなければいけないと思っている地域もありますが、事務局も私もなかなか大変ではありますので、とりあえず、その北部上北 3 町村を対象に、私と事務局の方で訪問し、意向等を確認した上で、委員の皆さん方に資料としてお示しさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。勿論、それで直ちに合併の組合せ

のフレームを作れということではありません。

それでは、横浜町、野辺地町、それから六ヶ所村については、一日あれば何とか訪問できると思いますので、次回の審議会までに、それぞれの首長さんの意向等を確認して来るということで進めさせていただきます。

それでは、次に、3番目のその他ということですが、何か御意見はありますでしょうか。

なければ、今日の議題はこれで終わりですが、先程申しましたとおり、第7回目の審議会の開催時期に関しては、構想の策定後を目途に、事務局と私の方で調整させていただくということで、早くても10月上旬以降になると思いますが、よろしく願います。

それでは、最後に県の方で何かありましたら、どうぞお願いいたします。

(県・海老原総務部長) それでは、最後に御挨拶方々、お礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変御熱心に御審議をいただきました。改めて感謝申し上げます。

今日いただいた御意見を拝聴しておりまして、1つ1つ、全く、もったもであるというふうに改めて思ったところがございます。

特に、構想の素案の中で、本日は市町村の望ましい姿について、大変幅広な御意見をいただきました。この部分につきましては、これまで審議会でも特に具体的に議論がなされてきたところではありませんでしたので、今日、私としましても、審議会の委員の皆さんの御意見をよく聞いてみたいと考えておりましたが、いろいろな御意見を伺えたことは大変良かったと思っています。

福島委員からは、合併した後の新市の運営について、大変御苦労されているというお話しを具体的に伺い、全くそうだなと思いましたが、また、藤川委員からの、市町村の具体的な線引きなり、あるいは市町村の意向をよく聞くような方策を考えていくべきだということについても、全くその通りだと思っております。

その中で、平出委員からは、今後の日本の将来なり、その中における青森の将来ということを見据えて、やはり構想対象市町村の地域とは別に大きなビジョンを示すべきだというお考えもいただいたと思っております。

私どもも、そういうことをいろいろ議論しながら、この構想素案をまとめたわけでございます。

また、資料で足りないところを、今日御説明をさせていただいたわけですが、県の考えをこういった審議会の場で、しっかり委員の皆様にお話できたということは良かったと思っておりますし、県の考えを少しでも御理解いただけたとすれば、大変有り難いことだと思っております。

その中で、会長さんから、もう少し工夫できる点を工夫してくれという具体的な御指示もいただきましたので、今日の御審議を踏まえまして、しっかり考えていきたいと思っております。

また、構想について、この望ましい姿の部分以外にも、様々御提案や御意見をいただきました。これらについては、構想に反映できるものもあると思っておりますし、むしろ、構想と同時にお示しをすることを予定している県の具体的な支援方策の中で見えてくるものもあるだろうと思っております。

それから、旧法の合併が終わって間もないということもありますので、もう少しお時間を
いただいて、構想よりはもう少し長い時間軸で考えていくものもあると思いますし、紙の書
き物ではなくて、むしろ日々の我々の業務の中で、心掛けていくべきことというものもある
ということで、文言を直せば良いというものではないという意味のものもあったかと思っ
ております。

そういったものも含めまして、しっかり受け止めてやっていきたいと思っておりますので、
今後とも御指導方、お願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(末永会長) それでは、委員の方々、また事務局、ありがとうございました。

本日の第6回目の審議会はこれで終了いたします。

(司会) ありがとうございました。

これをもちまして第6回青森県市町村合併推進審議会を閉会します。